

令和7年度大洲市における障がい者就労施設等からの 物品等の調達推進等を図るための方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図るための方針を定め、本市における障がい者優先調達の一層の推進を図る。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本方針の適用範囲は、市の全ての機関が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

4 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障がい者支援施設（就労移行支援、就労継続支援及び生活介護を行う施設に限る。）
 - オ 地域活動支援センター
 - カ 小規模作業所
- ② 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障がい者多数雇用事業所（※）

（※）重度障がい者多数雇用事業所の要件（①から③の全てを満たすこと。）

 - ① 障がい者の雇用者数が5人以上
 - ② 障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上
- ③ 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等
 - ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（障害者雇用促進法第74条の2第3項第1号に規定する在宅就業障がい者）
 - イ 在宅就業障がい者等に対する援助の業務等を行う団体（障害者雇用促進法第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体）

5 調達の対象品目

調達を推進すべき物品等については、次のとおりとする。

- ① 物品
 - ア 食料品（パン、弁当、菓子等）
 - イ その他障がい者就労施設等が提供可能な物品
- ② 役務
 - ア 清掃（清掃、除草作業等）
 - イ 印刷（チラシ、封筒等）
 - ウ IT関連（テープ起こし、データ入力、動画編集等）
 - エ その他障がい者就労施設等が提供可能な役務

6 調達推進方法

- ① 調整担当部署（市民福祉部社会福祉課）は、障がい者就労施設等から提供可能な物品等の情報及び市が発注を希望する物品、役務等についての情報を収集し、必要に応じて、障がい者就労施設等からの調達推進に向けた調整を行う。
- ② 障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するために、地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を積極的に活用する。
- ③ 発注に際しては、規格や仕様を可能な限り明確化し、必要な調達情報について詳細に説明するとともに、納期の設定や発注方法など障がい者就労施設等の特性に配慮した発注に努める。
- ④ 障がい者就労施設等からの調達に準じて、共同受注窓口を介した調達推進に努める。
- ⑤ 障がい者就労施設等からの優先調達に当たっては、市・関係団体が主催するイベント等での啓発用物品や記念品、軽食（弁当）の活用など発注可能な物品等を適用部署において十分に検討する。

7 調達方針及び調達実績の公表

- ① 本方針を決定又は見直しをしたときは、市ホームページ等により、公表する。
- ② 調達実績については、会計年度終了後、速やかに概要を取りまとめ、市ホームページ等により、公表する。

8 調達の目標

令和7年度は、令和6年度に障がい者就労施設等から調達した件数及び実績額を上回ることを目標とする。

9 調達方針の見直し

障がい者就労施設等からの物品等の調達に資するよう、必要に応じて本方針の見直しを行うものとする。

10 調達方針に基づく担当窓口

調達方針の担当窓口は、市民福祉部社会福祉課とする。

附 則

この方針は、令和7年6月30日から施行する。

令和6年度障がい者就労施設等からの物品等の調達実績

区 分	件 数	実績額	備考
物 品	2件	246,844円	パンなど
役 務	6件	8,766,804円	公共施設の清掃など
合 計	8件	9,013,648円	